

いわき市視聴覚ライブラリー管理規則

昭和50年3月31日

いわき市教育委員会規則第7号

改正 昭和50年4月22日いわき市教委規則第14号 昭和59年6月30日いわき市教委規則第11号
平成5年2月25日いわき市教委規則第1号 平成7年3月30日いわき市教委規則第15号
平成16年3月29日いわき市教委規則第10号 平成19年9月28日いわき市教委規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき、いわき市視聴覚ライブラリーの管理運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(職及び職務)

第2条 ライブラリーに館長を置き、必要に応じ、その他の職員を置くことができる。

2 館長は、上司の命を受け、ライブラリーの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(休館日)

第3条 ライブラリーの休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(1) 1月1日

(2) 館内整理日（月の最後の月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その翌日））

(3) 特別整理期間（春季の連続した14日以内の期間）

(開館している時間)

第4条 ライブラリーの開館している時間は、午前10時から午後9時まで（日曜日、祝日法による休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までは午前10時から午後6時まで）までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(利用者の範囲)

第5条 ライブラリーの機材及び教材は、次の各号の一に該当するものが、教育上の目的で利用する場合に限り、これを許可する。

(1) 各種教育機関

(2) 社会教育関係団体

(3) その他教育委員会が適当と認めるもの

(利用の手続)

第6条 機材及び教材の貸出しを受けようとするときは、機材、教材利用申込書（別記様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(貸出し期間)

第7条 機材及び教材の貸出し期間は、貸出しの日から5日以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(賠償責任)

第8条 利用者は、故意又は過失により、その利用した機材又は教材に損害を与えたときは、教育委員会は当該利用者に損害の実費を弁償させることができる。

(事務処理及び服務)

第9条 ライブラリーにおける事務処理及び服務については、いわき市教育委員会事務局処務規程（昭和47年いわき市教育委員会訓令第2号）に基づく事務処理及び服務の例による。

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月22日いわき市教委規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日いわき市教委規則第11号）

この規則は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（平成5年2月25日いわき市教委規則第1号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月30日いわき市教委規則第15号）

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして引き続き使用することができる。

附 則（平成16年3月29日いわき市教委規則第10号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日いわき市教委規則第11号）

この規則は、平成19年10月25日から施行する。